

楽生苑ひなたの家(認知症対応型通所介護) 料金表

サービス利用料金

令和6年4月1日現在

サービス内容略称	1割負担の場合 単位(円)	2割負担の場合 単位(円)	3割負担の場合 単位(円)	備 考
要支援1	861	1,722	2,583	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要支援2	961	1,922	2,883	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護1	994	1,984	2,982	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護2	1,102	2,204	3,306	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護3	1,210	2,420	3,630	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護4	1,319	2,638	3,957	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
要介護5	1,427	2,854	4,281	単独型 7時間以上8間未満のサービス提供
個別機能訓練加算(Ⅰ)	27	54	81	1日につき機能訓練指導員を1以上配置し実施すること。 個別に計画書を作成し3ヶ月に1回以上評価を行う場合
入浴介助加算	40	80	120	1日につき入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う場合
サービス提供体制加算Ⅰ	22	44	66	事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である。または勤続10年以上の占める割合が25%以上であるのいずれかの要件を満たしていること
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	40	60	1日につき(利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供していること)
科学的介護推進加算	40	80	120	1月につき(利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他入所者の心身の状況等の係る基本的な情報をLIFE(科学的情報システム)を用いて厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど有効に必要な情報を活用していること)
ADL維持加算(Ⅰ)	30	60	90	1月につき利用者等の総数が10人以上であること、利用者等全員について利用者開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてBIを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属することに厚生労働省に提出していること。(要介護1~5)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	10.4%	10.4%	10.4%	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2.4%	2.4%	2.4%	所定単位数は、基本報酬に上記の各種加算を加えた総単位数(令和6年5月まで)
介護職員等ベースアップ等支援加算	2.3%	2.3%	2.3%	
送迎を行わない場合	△47/片道	△94/片道	△141/片道	送迎をしない場合(利用者自ら通う場合、家族が送迎を行う場合、送迎を実施していない場合)は減算の対象とする
食費	700	おやつ料金も含む		
※その他□ おむつ代・・・リハビリパンツ:200円 紙オムツ:170円 尿とりパッド:40円				